

滋 住 第 395 号
令和7年（2025年）4月1日

関係団体の長 様

滋賀県土木交通部長
(公 印 省 略)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
規制区域の指定について（通知）

平素は、本県の開発行政の推進および盛土等の安全対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「法」という。）に基づき、下記のとおり県全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域として指定しましたのでお知らせします。

つきましては、法に基づく規制を実施してまいりますので、貴団体の関係者の皆様への周知に御協力いただきますとともに、規制区域内で行う盛土等については必要な手続きを行っていただきますよう併せてお願いします。

記

- 1 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定
別図のとおり
- 2 指定年月日
令和7年4月1日

滋賀県土木交通部住宅課
宅地盛土係 大森、北川、多胡
TEL : 077-528-4240
E-Mail : takuchi@pref.shiga.lg.jp